

神戸市告示第178号

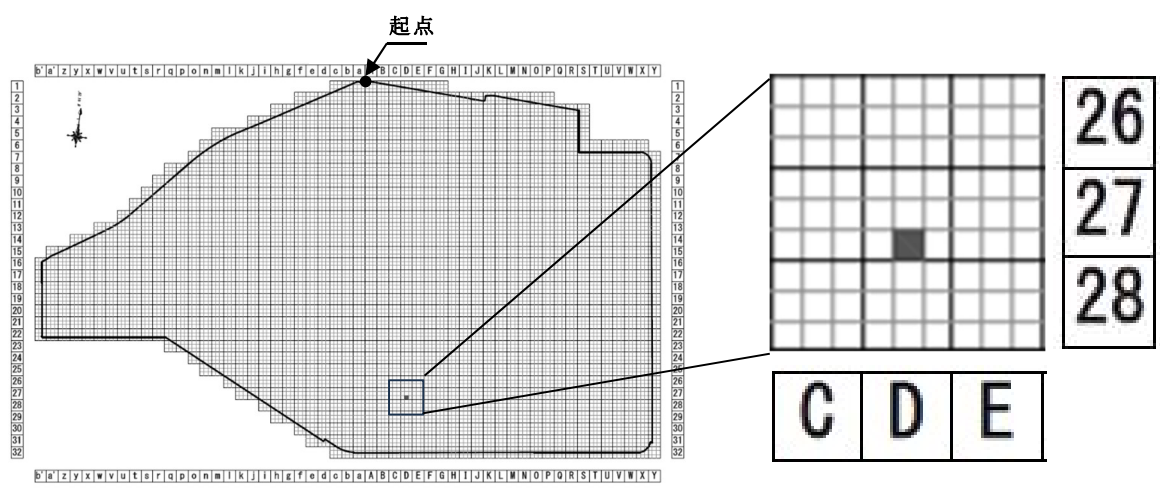
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
- 灘区灘浜東町10番6の一部
- (別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
- 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



< 凡例 >

●

: 起点

—

: 敷地境界線

■

: 形質変更時要届出区域

< 起点 >

起点は、神戸市灘区灘浜東町 2 番の最北端とする。

< 格子の回転角度 >

81° 58′ 31″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。